

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年 1月30日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）津田山マンション計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

- 1 指定開発行為者
  - ・大成興業株式会社  
代表取締役 渡 邊 一 夫  
川崎市中原区上新城二丁目3番7号
  - ・東急不動産株式会社  
取締役社長 植 木 正 威  
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
  - ・伊藤忠都市開発株式会社  
取締役社長 船 越 洋 蔵  
東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号
- 2 指定開発行為の名称及び種類
  - (1) 名 称  
（仮称）津田山マンション計画
  - (2) 種 類  
住宅団地の新設（第3種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市高津区下作延字西谷一1357番1外

## 4 指定開発行為の目的及び内容

- (1) 目 的  
共同住宅の新設
- (2) 内 容
  - ア 開発区域面積 6,234.29 m<sup>2</sup>
  - イ 土地利用計画
    - (ア) 公共用地 625.24 m<sup>2</sup>
    - (イ) 住宅用地 5,609.05 m<sup>2</sup>
  - ウ 建築計画

計画人口（人）	432人
計画戸数（戸）	140戸
階 数	地上5階 地下1階
高 さ（m）	15m
建築面積（m <sup>2</sup> ）	2,798.06 m <sup>2</sup>
延床面積（m <sup>2</sup> ）	12,907.82 m <sup>2</sup>

## 5 指定開発行為の施行期間

着手予定： 平成14年3月1日  
完了予定： 平成15年3月末日

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成14年1月30日(水)から平成14年2月28日(木)まで

(2) 場 所

高津区役所、本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。